

大津湖南都市計画火葬場の決定に向けて

1 火葬場整備の背景

草津市の火葬場は、昭和55年に供用が開始されてから40年以上経過し、老朽化が進んでいることや、高齢化の進展による近年の火葬需要の増加に伴い、火葬能力を超えることが予想されています。また、現在の火葬場は用地に限りがあり、火葬炉が増設できないほか、待合室なども十分に確保できていない状況です。

一方、栗東市は滋賀県内で唯一火葬場がない公共団体であり、市民は市外の火葬場を利用するにあたり、高額の火葬料金を負担しています。また、財政事情により、市単独での火葬場整備は困難な状況です。

こうした両市の課題の解決に向け、令和2年度に共同整備の可能性を両市で検討し、両市において2カ所ずつ計4カ所の候補地から比較検討の上、小野地先を選定し、令和2年11月に草津市と栗東市で構成される草津・栗東広域行政協議会において了解を得て、当該地を予定地として決定しました。

その後、令和3年2月8日に『草津市と栗東市との新火葬場の整備に関する基本協定書』を締結しました。令和4年10月1日に火葬場整備の主体として、草津栗東行政事務組合を設立し、令和4年11月に組合議会の議決を経て用地取得がなされたところです。

こうした状況から、適正な規模の火葬場を適正な位置に整備し、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため、これを都市計画に定めようとするものです。

2 都市計画を定める者

一部事務組合が設置する火葬場については、原則として、都市計画決定をすることとなり、都市計画決定については、市町決定となります（滋賀県と調整済）。

また、新火葬場については、大津湖南都市計画区域に所在する草津市および栗東市が利用する施設であることから、両市がそれぞれ都市計画決定を行うこととなります。

3 都市計画に定める内容

火葬場については、都市計画に「都市施設の種類」「名称」「位置」「区域」「面積」を定めるものです。



計画書（案）

種別	番号	名称	位置	面積	備考
火葬場	7	(仮称) 草津栗東火葬場	栗東市小野	約 20,500 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

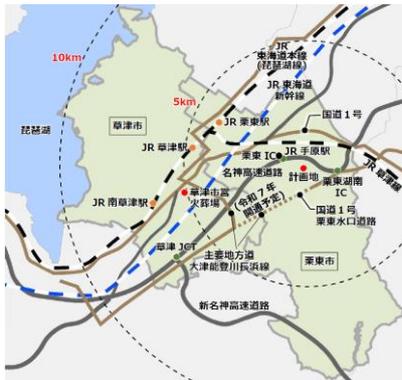
4 大津湖南都市計画区域における位置等

大津湖南都市計画区域は、大津市の一部、草津市、守山市、栗東市、野洲市および湖南市の琵琶湖を除く全域で構成されています。

新火葬場計画地は、現草津市営火葬場から東へ約5kmに位置し、主要地方道大津能登川長浜線や国道1号栗東水口道路を利用することにより草津市からもアクセスしやすい場所です。

また、当該計画地は、南側を市道小野六地藏線、北側を市道六地藏名神上側道線と接しており、令和7年に開通予定である主要地方道大津能登川長浜線と国道1号栗東水口道路、市道小野六地藏線がつながるため、新火葬場の主なアクセス経路として予定しています。

【位置図】



【付近見取図】



5 根拠法令（一部抜粋）

都市計画決定に係る法令は次のとおりです。

(1) 都市計画法

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一～四 (略)

七 市場、と畜場又は火葬場

八～十五 (略)

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

(都市計画を定める者)

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一～四 (略)

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

六～七 (略)

(2) 都市計画法施行令

(都市施設について都市計画に定める事項)

第六条 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一～四 (略)

五 空港、緑地、広場、運動場、墓園、汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場又は
法第十一条第一項第五号から第七号までに掲げる都市施設 面積

六～八 (略)

(都道府県が定める都市計画)

第九条 (略)

2 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 産業廃棄物処理施設

八～十 (略)

(3) 建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

6 上位計画等の位置づけ

広域連携を視野に入れた新たな火葬場の整備を位置づけています。

- (1) 草津市総合計画
- (2) 草津市都市計画マスタープラン
- (3) 栗東市総合計画
- (4) 栗東市都市計画マスタープラン
- (5) (仮称) 草津栗東火葬場整備基本計画

7 今後のスケジュール (予定)

- ◆令和5年11月22日 : 栗東市都市計画審議会 (協議)
- ◆令和5年11月28日 : 草津市都市計画審議会 (協議)
- ◆令和5年12月上旬 : 滋賀県事前協議
- ◆令和6年 1月中旬 : 計画案の縦覧
- ◆令和6年 2月下旬 : 栗東市都市計画審議会 (諮問)
- ◆令和6年 2月下旬 : 草津市都市計画審議会 (諮問)
- ◆令和6年 3月上旬 : 滋賀県知事協議
- ◆令和6年 3月下旬 : 都市計画決定 (告示)